

第1回佐世保市地域福祉計画推進委員会

(平成26年8月4日)

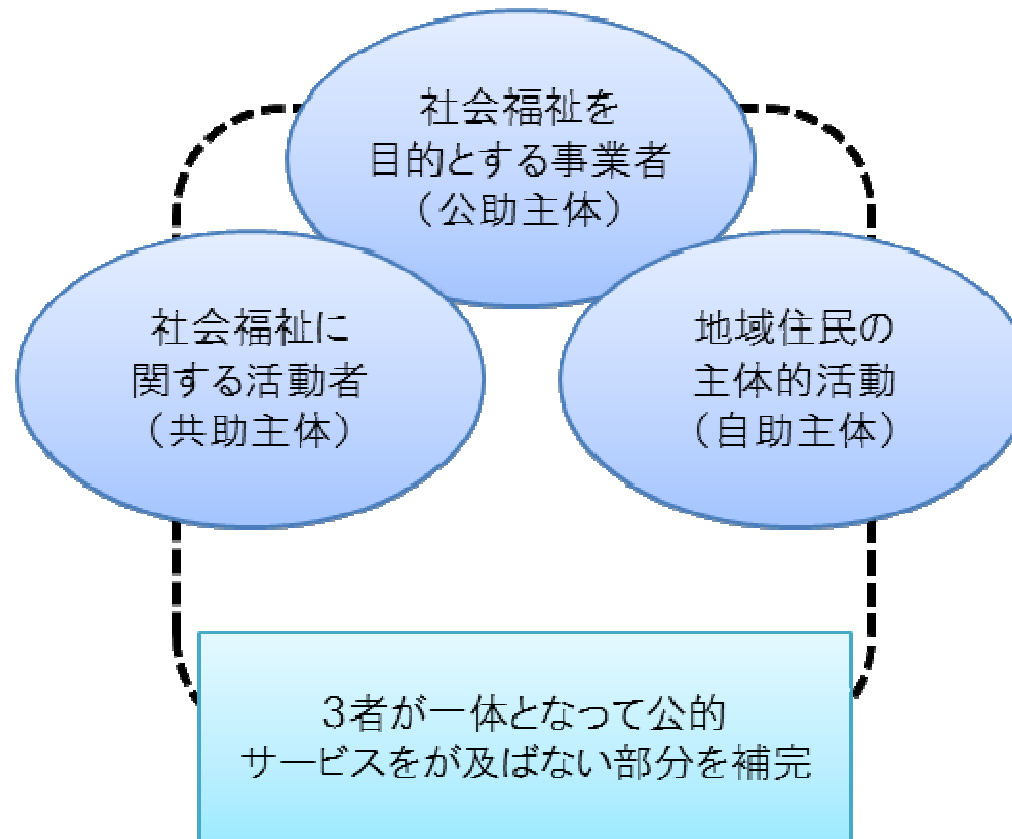
《スライド資料》



地域福祉とは？

◆ 社会福祉法 第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

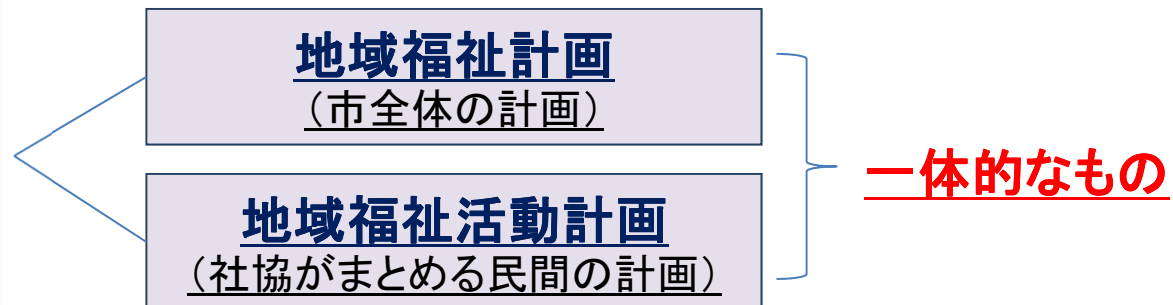


「地域福祉計画」とは？

◆ 社会福祉法 第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



第1期佐世保市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画について

住民座談会「地域福祉“お茶の間トーク”」

第1回目「地域のことを見つめなおそう！
～地域について考えるきっかけづくり～」

第2回目「地域みんなにできることを探そう！
～小さなことでも地域のために～」



第1期佐世保市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画について

◆ 第1期計画の特徴

- ①計画づくりに市民が参加した(お茶の間トーク)
- ②お茶の間トークやふれあいトークで出された課題・意見を基に、施策を構成
- ③地域が主体的に取り組んだという「経験」が蓄積された



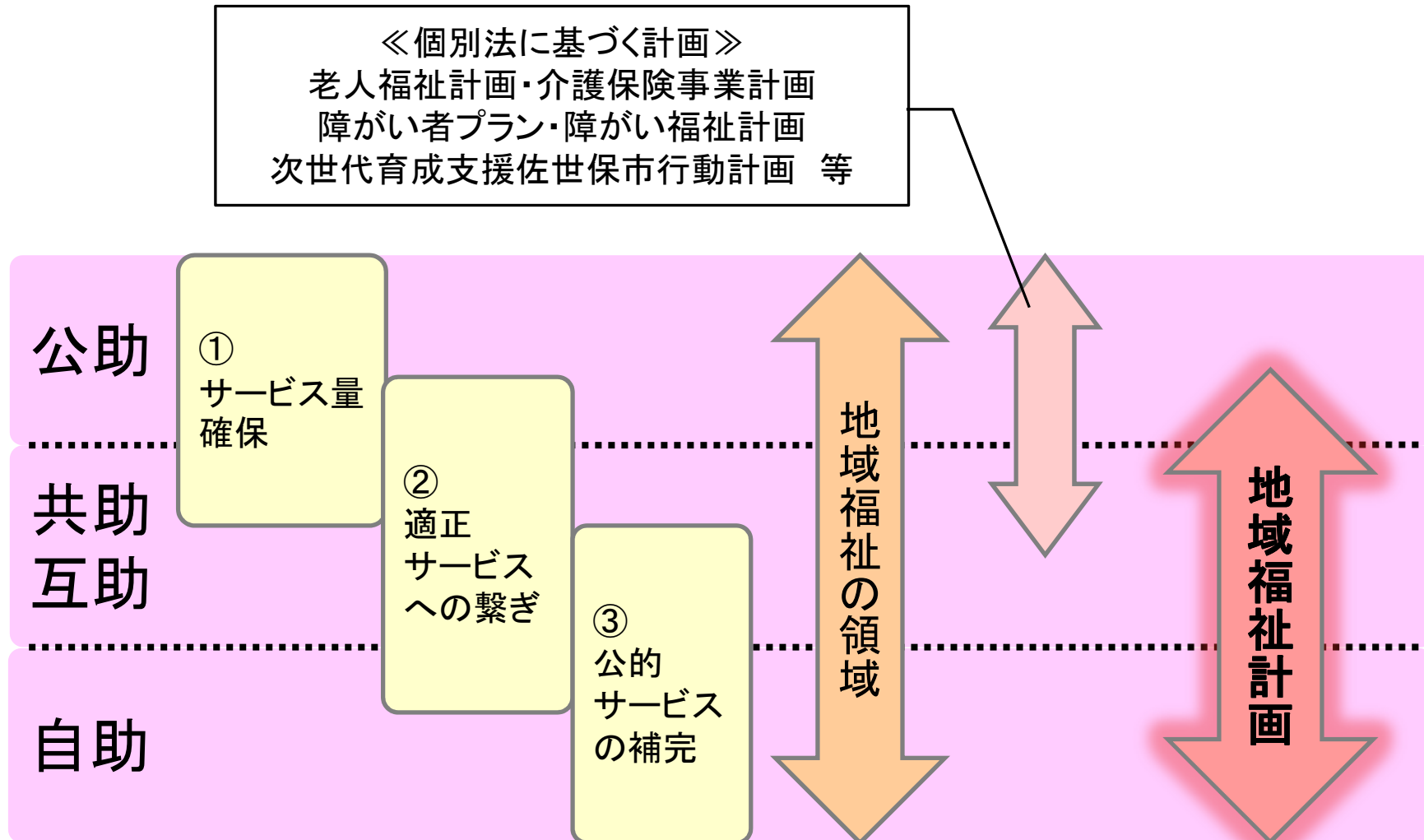
このような活動の充実こそが
地域福祉の最終目標

しかし・・・

- ・地域福祉計画が対象とする領域が明確にされていなかった。
- ・実施主体が曖昧だった。
- ・求めるべき成果と、実施すべき事業内容が整理されていなかった。

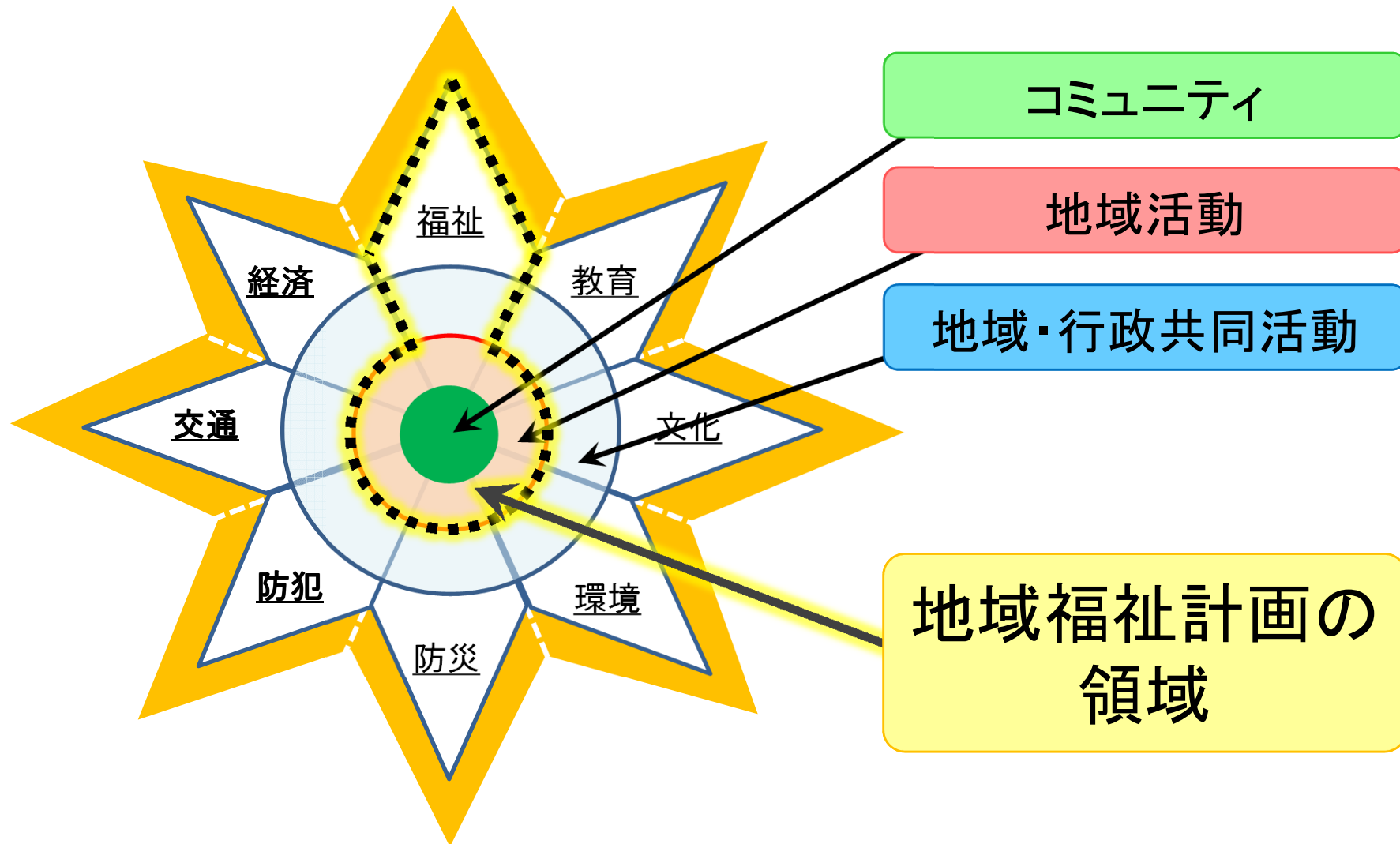
第2期佐世保市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画について

◆社会福祉における地域福祉計画の活動領域

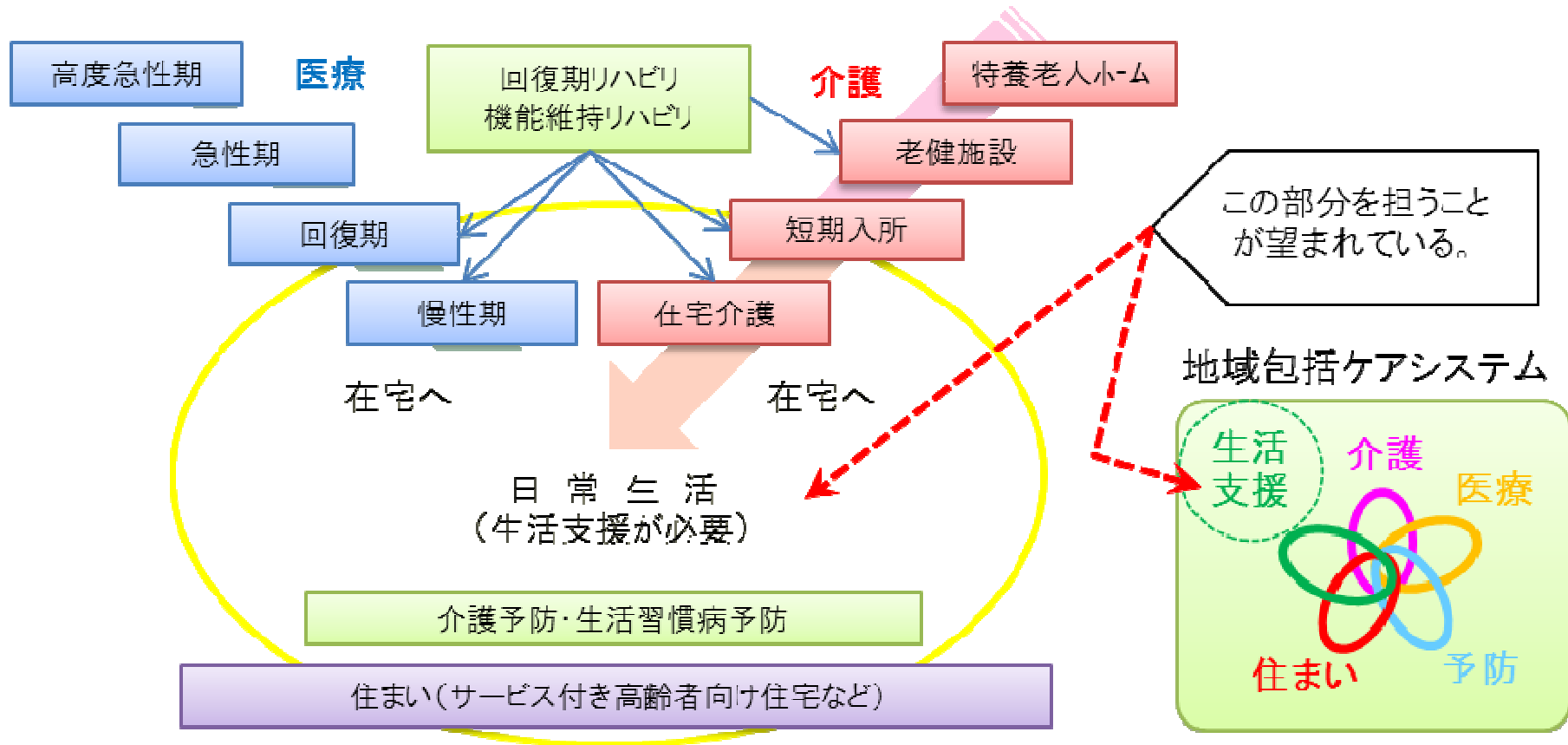


第2期佐世保市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画について

◆行政から見た地域福祉の領域



第2期佐世保市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画について



佐世保市地域福祉計画推進 委員会の役割について

地域福祉の推進にかかる審議・評価機関

① 計画上の取り組みについての進捗管理

→ 計画に明記した取り組みについての具体的な実施状況の確認と検証

- ・どのような方法で取り組んでいるのか？
- ・計画通りに進んでいるのか？
- ・課題への対応方法は適切か？
- ・今後、ほかにどんな取り組みが必要か？ など・・・

② 計画の見直し、次期計画の策定

→ ①を踏まえて平成29年頃から着手

- ・次期計画年度：平成31年度～（予定）

第2期佐世保市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画の評価について

来年度から、第2期計画に基づく
取り組みへの評価を行う。

◆第2回委員会(12月～1月頃)にて評価方法を整理

- 原則、年1回の委員会開催で評価を実施する予定

(整理のポイント)

- 活動の実態を、いかに的確に把握し、委員会として共有するか
- 数値に現れない実績をどのように評価するか
- 各委員の専門性をどのような形で活かしていくか
- 委員からの提案を、次年度評価でどう整理するか など

→ これらの整理を踏まえて、評価方法(様式・手順等)を決定